

# 個別公共事業の評価書（ダム事業）その6

平成24年12月6日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年9月7日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成25年度予算概算要求に係る評価及び平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の3事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	橋本 清仁

事業名 ( )内は 方法を示す。*	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の主な評価項目		
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

## 平成25年度予算に係る再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等				1					1	
	補助事業										
合 計		0	0	0	1	0	0	0	0	1	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 平成24年度予算に係る再評価について

### 【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					2	2	2			
	補助事業										
合 計		0	0	0	0	2	2	2	0	0	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成25年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】  
【ダム事業】  
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨物換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨物換算した便益-B(億円)	費用-C (億円)	B/C				
荒川上流ダム 再開発事業 (※1) 関東地方整備局	再々評価	1,200	-	-	-	-	①事業の必要性等に関する視点 ・近年においても、昭和57年、平成11年に床上・床下浸水、家屋の半壊などの被害が発生している。 ・荒川流域の人口は約970万人、人口密度は約3,100人/km <sup>2</sup> と、日本でも有数の人口密集地を流れる河川となっている。特に東京都内の沿川の人口密度が約12,900人/km <sup>2</sup> と全国一級河川中最高のもとなっている。 ・近年も洪水被害は発生していること、荒川のはん蓋により浸水の恐れのある区域を含む市区町の人口が多い状況に変わりはないことから、依然として治水対策の必要性に変化はない。 ・流水の正常な機能の維持について、平成19年3月に策定された荒川水系河川整備基本方針の策定過程において、漁業、動植物の保護等の観点、舟運に必要な流量の観点から見直しを行い、これを踏まえ、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保状況について確認した結果、本事業によらずとも既存施設において必要な流量の確保が可能であることを確認した。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・洪水調節について、流水の正常な機能の維持の容量を本事業により確保する必要性はなくなったことを前提に、洪水調節機能単独ダムとして大洞ダム案と、大洞ダムによらないその他の治水対策に対応する案について検討を実施した。その結果、同等の洪水調節効果と比べて比較した場合、荒川の広大な河川敷を活用した洪水調節による治水対策を実施する方がコスト面で有利となることを確認した。	中止	水管理・国土保全局治水課 (課長 山田邦博)

※1:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5、2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。  
 ※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】  
【ダム事業】  
(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨物換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨物換算した便益-B(億円)	費用-C (億円)	B/C				
立野ダム建設 事業 九州地方整備局	その他	917	2,799	1,278	2.2	・白川流域では、戦後、熊本市街部を中心に大災害をもたらした昭和28年6月洪水をはじめとして、昭和55年9月、平成2年7月、24年7月に多数の家屋浸水被害をもたらす洪水が発生。平成24年7月の九州北部豪雨では、白川の代継橋地点で観測史上第1位の水位を記録し、堤防からの越水等により流域各所でははん蓋が生じ、家屋半壊176戸、床上浸水1,726戸、床下浸水627戸などの甚大な被害が発生している。 ※平成24年7月九州北部豪雨の浸水被害は、速報値(H24.9時点)であり、今後の調査で変わる可能性がある。	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長 山田邦博)	
小石原川ダム建設事業 独立行政法人水資源機構	その他	1,962	1,874	1,636	1.1	・小石原川流域では、筑後川の各地で堤防が決壊した昭和28年6月の西日本水害(朝倉郡内)で浸水家屋(401戸)などの洪水被害が発生している。平成24年7月の九州北部豪雨では、小石原川の桑田(さかえだ)橋地点で観測史上第1位の水位を記録し、沿川全流域(441世帯1,437名)を対象に避難勧告が発令され、浸水家屋26戸(床上浸水2戸、床下浸水24戸)の被害が発生している。 ・小石原川を含む筑後川流域では、たびたび水不足に悩まされており、概ね2年に1回の頻度で上水や農業用水の取水制限が行われている。また、平成6年の濁水では、筑後川流域はもとより、筑後川に水道水源の約9割を依存する福岡都市圏において、長期間にわたる取水制限となり、福岡市では延べ2,452時間の時間断水が行われ市民の日常生活に支障をきたした。	継続	水管理・国土保全局治水課 (課長 山田邦博)	

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (直轄事業等)	<small>あらかわじょうりゅう</small> 荒川上流ダム再開発事業  関東地方整備局 <small>ちちぶし</small> (埼玉県秩父市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。よって、対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。